

北海道環境影響評価条例のあり方について

答 申

平成 2 4 年 1 0 月

北海道環境影響評価審議会

目 次

■はじめに	1
■答申に当たっての基本的考え方	2
■答申事項	3
1 計画段階環境配慮書手続の新設	3
（1）配慮書手続の新設	3
① 配慮書等の送付	3
② 配慮書等の告示・縦覧	3
③ 配慮書等の公表	3
④ 説明会の開催	3
⑤ 道民意見の聴取	3
⑥ 市町村長意見の聴取	3
⑦ 知事意見	3
⑧ 審議会意見の聴取	3
（2）配慮書手続の対象事業	4
（3）配慮書の作成	4
① 複数案の設定	4
② 単一案の設定	4
③ 調査方法	4
④ 予測方法	4
⑤ 評価方法	4
（4）配慮書の案の手続の新設	5
① 配慮書の案の作成	5
② 配慮書の案の送付	5
③ 配慮書の案の公表	5
④ 説明会の開催	5
⑤ 道民意見の聴取	5
⑥ 市町村長意見の聴取	5
⑦ 配慮書の案の作成に伴う配慮書への記載事項	5
2 方法書手続	6
① 配慮書の作成に伴う方法書への記載事項	6
② 要約書の作成	6
③ 説明会の開催	6
④ 審議会意見の聴取	6
⑤ インターネットによる公表	6

3 政令で定める市から事業者への直接の意見提出	6
① 審議会意見の聴取	6
4 対象事業への風力発電所の追加	7
① 風力発電所の追加	7
② 調査、予測、評価手法	7
5 電子媒体を利用した環境影響評価図書の公表	7
① 環境影響評価図書の公表	7
② 希少種の扱い	7
■附帯意見	8
1 住民理解の促進	8
① 分かりやすい環境影響評価図書の作成	8
② インターネットによる環境影響評価図書の公表期間	8
2 環境影響評価制度の円滑な運用	8
① 環境情報の積極的な提供	8
② 環境影響評価図書のインターネットによる公表	8
③ 条例手続の対象外の小規模な風力発電所	8
④ 政令で定める市との連携	9
3 環境影響評価制度に係る調査、研究等	9
① 配慮書手続の調査、研究	9
② 対象事業の追加	9
③ 風力発電所の規模等	9
④ 技術指針の見直し	9
■参考資料	10
1 審議経過	10
2 北海道環境影響評価審議会委員名簿（任期 23.4.26～25.4.25）	11
3 知事諮問書（写）	12

は　じ　め　に

北海道環境影響評価審議会は、昨年８月に知事から北海道環境影響評価条例第５６条の規定に基づき、「北海道環境影響評価条例のあり方について」諮問を受けました。

北海道環境影響評価条例は、全国の都府県に先駆けて昭和５３年に制定され、その後、平成１１年の環境影響評価法の施行に合わせ、内容を一新した全部改正条例が同時施行され、正に車の両輪のように法と条例が相まって北海道の良好な環境の保全に一定の役割を果たしてきました。

他方、環境影響評価法は、施行から１０年以上が経過し、法の施行を通じ、対象事業の追加や事後調査の必要性などの浮かび上がった課題や生物多様性の保全、地球温暖化対策の推進、地方分権の推進、行政手続のオンライン化等の社会情勢の変化に適切に対応するため、昨年４月に同法の一部改正が行われ、事業の計画立案段階における環境配慮書手続の新設や風力発電所の対象事業への追加等がなされました。

この改正法の完全施行に当たっては、国の主務省令の制定などに改正法の公布後さらに１年半程度を要することから、当審議会では、順次公表されるこれらの内容を踏まえつつ限られた時間の中で集中的に検討を行うことができるよう小委員会を設け審議を重ねるとともに、この小委員会からの報告をもとに当審議会で更に審議を行ってまいりました。

この結果、法改正で導入された計画立案段階における環境配慮書手続の新設や時代のニーズに応えた対象事業の追加等が必要との判断に至り、北海道環境影響評価条例のあり方について知事に答申することといたしました。

ついては、当審議会としては、今後とも改正法の完全施行に向けた国の動向等をさらに見極めながら、知事が本答申に沿った所要の改正を行うことを望みます。

答申に当たっての基本的考え方

答申に当たっては、環境影響評価法の改正内容や条例の施行を通じ浮かび上がった課題などを踏まえ、主に次に掲げる観点から検討を行いました。

記

○ 環境影響評価に対する住民理解の一層の促進

より早期の計画立案段階からの住民参加をはじめ、分かりやすい環境影響評価図書の作成やインターネットによる公表など住民理解の一層の促進に努めるべきである。

○ 法と条例の整合性の確保

法及び条例の制定から10年以上が経過する中で、環境影響評価制度は、法と条例が相互に補完しながら着実に浸透・定着してきており、条例の改正に当たっては、法の改正内容との整合性を図りながら、所要の見直しを行うべきである。

○ 道による住民と事業者間の円滑な橋渡し

法では、対象事業の公告・縦覧や説明会の開催などの実施者を事業者としているが、これらの手続については、これまでと同様、事業者と住民の円滑な橋渡し役として道が自ら実施すべきである。

○ 環境影響評価の早期段階からの審議会の積極的な関与

審議会は、環境影響評価手続の途中段階である準備書手続からではなく、当該手続の入口である配慮書手続から積極的に関与すべきである。

○ 社会情勢の変化に対する弾力的な対応

住民ニーズに的確に応え環境への影響を低減していくためには、社会情勢の変化に弾力的に対応することが重要であり、5年を経過するごとに条例の施行状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるべきである。

答 申 事 項

1 計画段階環境配慮書手続の新設

(1) 配慮書手続の新設

事業の実施による環境影響の一層の回避、低減を図るため、方法書作成前の手続として事業の計画立案段階での環境への配慮を検討する手続を新設すべきである。

① 配慮書等の送付

配慮書手続を行う者は、配慮書及び同要約書を作成し、これらを知事及び関係市町村長に送付すべきである。

② 配慮書等の告示・縦覧

知事は、配慮書及び同要約書の送付を受けたときは、これらを告示・縦覧すべきである。

③ 配慮書等の公表

配慮書手続を行う者は、配慮書及び同要約書について、知事の告示後速やかにインターネットを利用し公表すべきである。

④ 説明会の開催

知事は、配慮書の縦覧期間内に、配慮書の住民理解を深めるための説明会を開催すべきである。

⑤ 道民意見の聴取

配慮書手続を行う者は、配慮書について環境保全の見地から道民の意見を求め、その意見の概要を記載した書面を知事及び関係市町村長に送付すべきである。

⑥ 市町村長意見の聴取

知事は、配慮書について環境保全の見地から関係市町村長の意見を求めるべきである。

⑦ 知事意見

知事は、配慮書手続において環境保全の見地から意見を述べるべきである。

法対象事業についても同様とすべきである。

⑧ 審議会意見の聴取

知事は、配慮書について環境保全の見地から意見を述べるときは、審議会の意見を聴取すべきである。

法対象事業についても同様とすべきである。

(2) 配慮書手続の対象事業

配慮書手続は、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある第一種事業について実施することとし、第二種事業については当該事業を実施しようとする者の判断によりその手続を実施することができることとすべきである。

(3) 配慮書の作成

① 複数案の設定

配慮書手続を行う者は、事業の位置・規模又は施設の配置・構造の決定に当たり原則複数案を設定することとし、当該案ごとに、環境保全のために配慮すべき事項について調査、予測、評価を行い、その結果を配慮書として取りまとめることとすべきである。

なお、複数案には現実的である限り、当該事業を実施しない案を含めるべきである。

② 単一案の設定

複数案が設定されなかった場合には、単一案の設定に至る過程において検討された重大な環境影響の回避、低減について配慮書に記載すべきである。

③ 調査方法

調査は、原則として一般に入手可能な最新の資料を用いて行うこととし、必要な場合には専門家等からも情報を収集すべきである。

なお、これらによっても必要な情報が得られない場合には、現地調査等を行うこととすべきである。

④ 予測方法

予測は、科学的知見等を基に可能な限り定量的に行うことに努め、それが困難な場合には定性的な手法も用いることができることとすべきである。

⑤ 評価方法

評価は、複数案を比較することを基本とすべきである。

(4) 配慮書の案の手続の新設

配慮書手続を行う者が、配慮書の作成に先立ち、住民理解の一層の促進を図るため、自主的に説明会の開催や道民意見の聴取などを行うことができるよう「配慮書の案」の手続を設けるべきである。

① 配慮書の案の作成

配慮書手続を行う者は、配慮書の作成方法を参考に配慮書の案を作成することができるものとする。

② 配慮書の案の送付

配慮書手続を行う者は、配慮書の案を作成したときは、これを知事及び関係市町村長に送付することができるものとする。

③ 配慮書の案の公表

配慮書手続を行う者は、配慮書の案を作成したときは、これを書面によるほか、インターネットを利用して公表することができるものとする。

④ 説明会の開催

配慮書手続を行う者は、配慮書の案の住民理解を深めるための説明会を開催することができるものとする。

⑤ 道民意見の聴取

配慮書手続を行う者は、配慮書の案について環境保全の見地から道民の意見を求め、その意見の概要及び提出された意見に対する見解を記載した書面を関係市町村長に送付することができるものとする。

⑥ 市町村長意見の聴取

配慮書手続を行う者は、配慮書の案について環境保全の見地から関係市町村長の意見を求めることができるものとする。

⑦ 配慮書の案の作成に伴う配慮書への記載事項

配慮書手続を行う者は、配慮書の案の手続を行ったときは、配慮書にその事実経過並びに道民意見の概要及び関係市町村長の意見を記載すべきである。

2 方法書手続

① 配慮書の作成に伴う方法書への記載事項

方法書手続を行う者は、配慮書手続を実施した事業については、その選定経緯や理由、提出された意見に対する事業者の見解を方法書に記載すべきである。

② 要約書の作成

方法書手続を行う者は、方法書の住民理解を促進するため要約書を作成すべきである。

③ 説明会の開催

知事は、方法書の縦覧期間内に、方法書の住民理解を深めるための説明会を開催すべきである。

④ 審議会意見の聴取

知事は、方法書について環境保全の見地から意見を述べるときは、審議会の意見を聴取すべきである。

法対象事業についても同様とすべきである。

⑤ インターネットによる公表

事業者は、方法書及び同要約書について、知事の告示後速やかにインターネットを利用し公表すべきである。

3 政令で定める市から事業者への直接の意見提出

① 審議会意見の聴取

知事は、政令で定める市域における法対象事業について、方法書及び準備書手続において、必要に応じ環境保全の見地から意見を述べるができることとされているが、知事が意見を述べるときは、審議会の意見を聴取すべきである。

4 対象事業への風力発電所の追加

① 風力発電所の追加

再生可能エネルギー法の施行等に伴い、今後、増加が予想される風力発電所については、騒音や低周波音、バードストライクなどの環境影響が懸念されることから、条例手続を要する対象事業に追加すべきである。

なお、条例では既に「発電所の設置又は変更の事業」が規定されており、発電所の規模要件等は条例施行規則で定めていることから、次に掲げる現条例の体系に沿って同規則に規模要件を追加すべきである。

- ・第一種事業の規模要件は法の第一種事業と同様とし、第二種事業の規模要件は第一種事業の規模に対する比を0.5以上1未満とする。

② 調査、予測、評価手法

洋上式の施設を含め、バードストライクなど風車固有の課題などについても十分検討を行い、技術指針において当該施設に係る調査、予測、評価手法などを適切に考慮した規定を設けるべきである。

5 電子媒体を利用した環境影響評価図書の公表

① 環境影響評価図書の公表

事業者は、準備書及び同要約書、評価書及び同要約書並びに事後調査等報告書について、知事の告示後速やかにインターネットを利用し公表すべきである。

② 希少種の扱い

環境影響評価図書をインターネットを利用して公表するときは、希少野生動植物種等の秘匿すべき情報の扱いについて、特に慎重を期すべきである。

附 帯 意 見

環境影響評価制度の充実を図り、その実効性をより一層確保するため次のことについて特に意見を付します。

記

1 住民理解の促進

① 分かりやすい環境影響評価図書の作成

配慮書等の環境影響評価図書については、住民がより理解しやすいものとなるよう各図書の冒頭に、環境影響評価制度の仕組みや当該図書の役割、概要などについて示すように努めるべきである。

② インターネットによる環境影響評価図書の公表期間

環境への影響を評価するためには、環境影響評価手続の一連の経過を把握する必要があることから、事業者はインターネットにより公表した環境影響評価図書について、事後調査等報告書の公表期間まで閲覧できるようにすべきである。

2 環境影響評価制度の円滑な運用

① 環境情報の積極的な提供

計画段階配慮事項の調査を行うときは、原則として一般に入手可能な最新の資料から情報を収集することとしているが、配慮書手続のより円滑な運用を図るためには、道は環境情報を積極的に提供できるようデータベース等の整備に一層努めるべきである。

② 環境影響評価図書のインターネットによる公表

インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、道のホームページで環境影響評価情報が簡単に一覧できるようなポータルサイトを開設するほか、事業者の環境影響評価図書の著作権を考慮し道のホームページから事業者のホームページへリンクし同図書が閲覧できるようにするなどの工夫に努めるべきである。

③ 条例手続の対象外の小規模な風力発電所

条例手続の対象外の小規模な風力発電所について、環境影響評価を自主的に実施しようとする者から、その指導・助言などを求められたときには、知事はこれに積極的に応じるよう努めるべきである。

④ 政令で定める市との連携

知事は、政令で定める市域における法対象事業について、方法書及び準備書手続において、必要に応じ環境保全の見地から意見を述べる事ができるとされている。

このため、事業の実施による近隣市町村への環境影響などに関し、道と政令で定める市における情報の共有や意見調整などを円滑に行うため、より密接な連携に努めるべきである。

3 環境影響評価制度に係る調査、研究等

① 配慮書手続の調査、研究

配慮書手続の新設に当たっては、より円滑な運用を図るため、今後実例を積み重ねていく中で一層の課題の把握に努めるとともに、引き続き国や他自治体の事例などの調査、研究に努めるべきである。

② 対象事業の追加

今後環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の顕在化や出現が想定されることから、引き続き対象とすべき事業などの調査、研究に努めるべきである。

③ 風力発電所の規模等

風力発電所は、低周波音やバードストライクなどの影響が懸念されていることから、今後実例を積み重ねる中で課題の把握に努めるとともに、引き続き国や他自治体の事例などの調査、研究に努めるべきである。

④ 技術指針の見直し

近年の科学的知見の集積はめざましく、環境影響評価についても、より科学性、客観性が高いものとなることが求められており、条例改正に伴う技術指針の改定後においても、環境影響評価に関する知見の集積に努め、5年を経過するごとに技術指針の見直しについて検討すべきである。

参 考 資 料

1 審議経過

年月日	事 項
H23. 8.22	☐ 平成23年度第2回北海道環境影響評価審議会 ☐ 北海道環境影響評価条例のあり方（諮問） ・環境影響評価法の一部改正に伴う北海道環境影響評価条例のあり方 ・小委員会設置 ・その他
H23. 8.22	☐ 第1回小委員会（条例のあり方） ・小委員長選出 ・今後の審議スケジュール（案）
H23.12.26	☐ 第2回小委員会（条例のあり方） ○下記事項等の国の動向などを踏まえた課題の整理 ・方法書段階における住民説明会 ・方法書に対する知事意見の審議会の関与 ・電子縦覧 ・風力発電所
H24. 2.24	☐ 第3回小委員会（条例のあり方） ○下記事項等の国の動向などを踏まえた課題の整理 ・計画段階環境配慮書手続 ・政令で定める市から事業者への直接の意見提出 ・事後調査手続 ・風力発電所
H24. 5.29	☐ 第4回小委員会（条例のあり方） ○これまでの課題整理、基本的事項等を踏まえた審議
H24. 6.21	☐ 第5回小委員会（条例のあり方） ○これまでの課題整理、基本的事項等を踏まえた審議
H24. 8. 3	☐ 第6回小委員会（条例のあり方） ○小委員会報告案の審議
H24.10.10	☐ 平成24年度第3回北海道環境影響評価審議会 ○小委員会報告 ○条例のあり方についての環境影響評価審議会答申案の審議
H24.10.26	☐ 平成24年度第4回北海道環境影響評価審議会 ○条例のあり方についての環境影響評価審議会答申

2 北海道環境影響評価審議会委員名簿（任期 23.4.26～25.4.25）

職名	氏 名	職 業	専門分野	備 考
会長	大 原 雅	北海道大学大学院 地球環境科学研究院教授	植物生態学	
委員	帰 山 雅 秀	北海道大学大学院 水産科学研究院教授	水圏生態学	
委員	木 村 克 俊	室蘭工業大学大学院 工学研究科教授	環境土木工学	
委員	池 田 透	北海道大学大学院 文学研究科教授	保全生態学	小委員会委員
委員	岡 村 俊 邦	北海道工業大学大学院 工学研究科教授	近自然学 ・砂防学	
委員	高 橋 正 宏	北海道大学大学院 工学研究院教授	水環境保全工学	小委員会委員
委員	長谷部 正 基	北海道大学大学院 工学研究院准教授	音響環境工学	小委員会委員
委員	早 川 陽 子	早川陽子設計室主宰	建築学	
委員	早矢仕 有 子	札幌大学法学部教授	鳥類学	小委員会委員
委員	富士田 裕 子	北海道大学北方生物圏 フィールド科学センター准教授	植物分類学	
委員	松 藤 敏 彦	北海道大学大学院 工学研究院教授	廃棄物処理工学	小委員会委員
委員	三 谷 曜 子	北海道大学北方生物圏 フィールド科学センター助教	海洋生態学	
委員	山 本 光 子	株式会社電通北海道 プロジェクトマネージャー	社会学	小委員会委員
委員	吉 田 国 吉	元苫小牧市博物館館長	昆虫生態学	
委員	亘 理 格	北海道大学大学院 法学研究科教授	法律学	小委員会委員長

3 知事諮問書（写）

環 境 第 1 0 2 8 号

平成23年8月22日

北海道環境影響評価審議会会長 大原 雅 様

北海道知事 高橋 はるみ

北海道環境影響評価条例のあり方について（諮問）

北海道環境影響評価条例（平成10年北海道条例第42号）第56条の規定により、北海道環境影響評価条例のあり方について諮問します。

（諮問理由）

平成23年4月に環境影響評価法の一部改正法が成立し公布されたことや、北海道環境影響評価条例が施行後10年以上経過し、その後の社会情勢の変化を踏まえたものにする必要があることから、今後の条例のあり方について、北海道環境影響評価審議会に諮問するものである。

